



＜海に遊びに行く皆さんへのお願い＞

あっ、アワビだ・・・と手を伸ばす前に思いとどまって！

～軽い気持ちでしたことが犯罪になってしまいます～

1 アワビ等の水産資源の違法採捕に伴う検挙状況

令和元年（1年間）の第三管区海上保安本部管内における

アワビ、サザエ、ハマグリ、イセエビ

などの漁業資源の違法採捕で検挙された人は、237人です。

検挙された人数を県別に見ますと、

茨城県10人

千葉県150人

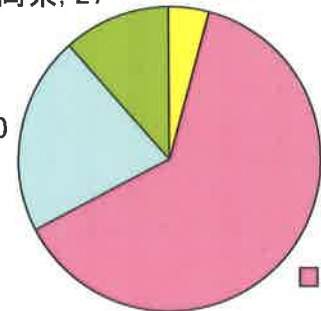
神奈川県50人

静岡県27人

■ 静岡県, 27 ■ 茨城県, 10

□ 神奈川県, 50

■ 千葉県, 150



となります。

237人のうち、県外から来た人が71人(30%)

県内在住の人が166人(70%)でした。

神奈川県の検挙者のうち、三浦半島の磯場では42人が検挙されており、その半数以上の27人が横浜市や川崎市のほか、神奈川県央地域や東京都など関東近郊から来た人たちでした。

各県で違法に採捕された漁業資源の概要は以下のとおりです。

茨城県……はまぐり

千葉県……あさり、はまぐり、さざえ、あわび、とこぶし、いせえび

神奈川県…さざえ、あわび、とこぶし、いせえび

静岡県……さざえ、あわび、とこぶし、いせえび

各県で検挙した事例は、別添資料をご覧ください。

【検挙人数の推移】





2 海岸や磯場に行く皆さんへのお願い～“レジャー密漁”の防止のために～

検挙された人の多くが、磯遊びに来てアワビやサザエを採捕し、「少しくらいならいいだろう」「見つからなければいいんだ」等と自分勝手に考え、軽い気持ちで違反を犯しております。

漁業権のある区域では、アワビ 1 個だけを採捕しても罰金（20 万円以下）が科されることもあります。

また、採ってはいけない大きさ（体長制限）や期間（禁止期間）、使ってはいけない道具などが各都道府県条例で決められており、6 月以下の懲役若しくは 10 万円以下の罰金等となる可能性もあります。

レジャー密漁は犯罪です！

これから季節が進み暖かくなると、海に遊びに行く機会が多くなります。

安易な考えから犯罪者にならないためにも、ルールを守って安全に磯遊びを楽しんで下さい

第三管区海上保安本部の各部署では、地域の漁業資源を守るため、各県水産当局等の関係機関と連携し、密漁防止に向け啓発活動や厳正な取締りを行っています。

愛します！ 守ります！ 日本の海





＜違法採捕で検挙された事例＞

【茨城海上保安部】

被疑者(茨城県鉾田市在住)は、3月22日、茨城県東茨城郡大洗町海岸先海面において、禁止漁具である「は具」を使用し、「はまぐり約48キログラム(殻長3センチメートル以下のものを含む。)」等を採捕した。【罰金10万円】

【勝浦海上保安署】

被疑者(千葉県いすみ市在住)は、4月16日、千葉県いすみ市大原所在の大原漁港内において、いせえび9匹を採捕し、漁業権を侵害した。【罰金20万円】

【館山分室】

被疑者(千葉県館山市在住)は、4月20日千葉県館山市沖ノ島周辺海面において、「とこぶし8個(殻長5.5センチメートル以下のもの)」及び「あわび3個(殻長12.0センチメートル以下のもの)」を採捕し、漁業権を侵害した。【罰金10万円】

【横須賀海上保安部】

被疑者(神奈川県藤沢市在住)、8月21日午前10時32分頃、神奈川県横須賀市久里浜燈明埼付近海面において、さざえ50個(かくがい長径3センチメートル以下のさざえ19個含む。)を水中眼鏡、いそがねを併用して採捕し、漁業権を侵害した。【罰金10万円】

【下田海上保安部】

被疑者(静岡県富士市在住)は、4月20日、静岡県伊東市所在の汐吹公園地先海面において、とこぶし23個(殻長5センチメートル以下のとこぶし6個を含む。)を採捕し、漁業権を侵害した。【罰金10万円】

【御前崎海上保安署】

被疑者(静岡県菊川市在住)は、平成30年12月22日、静岡県牧之原市片浜、坂井平田防波堤付近海面において、いせえび13匹(13センチメートル以下のいせえび1匹含む。)を採捕し、漁業権を侵害した。【罰金10万円】